

報告第9号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

平成23年10月25日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第10号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、三朝町手数料条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成23年10月14日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（23） 略</p> <p>（24） 住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）<u>第30条の17第1項</u>の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付 1枚につき500円</p> <p>（25）～（43） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（23） 略</p> <p>（24） 住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）<u>第30条の18第1項</u>の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付 1枚につき500円</p> <p>（25）～（43） 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行の日から施行する。